

★

広島県税条例及び広島県税条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例（条例第十四号）（税務課）

一 改正の要旨

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、不動産取得税、軽油引取税及び自動車税に関する規定の改正を行った。

1 広島県税条例の一部改正

(一) 不動産取得税

- (1) 住宅及び土地の取得に係る標準税率（本則四%）を三%とする特例措置の適用期限を令和六年三月三十一日まで延長した。
- (2) 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の二分の一とする特例措置の適用期限を令和六年三月三十一日まで延長した。
- (3) 東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和八年三月三十一日まで延長した。

(二) 軽油引取税

- (1) 船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取りなどに係る課税免除の特例措置について、その適用期限を令和六年三月三十一日まで延長した。
- (2) 様式の見直しに伴う規定の整理を行った。

(三) 自動車税

- (1) 環境への負荷の低減に著しく資する自動車に対する環境性能割の非課税措置及び環境性能割の税率について、令和十二年度基準エネルギー消費効率等を踏まえた対象の見直しを行った。
- (2) 令和元年十月一日から令和三年三月三十一日までの間に取得した自家用の乗用車に係る環境性能割の非課税措置及び税率の特例措置の適用期限を令和三年十二月三十一日まで延長した。
- (3) (1)の見直しにかかわらず、一定の要件を満たす軽油自動車について、令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間における取得及び令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間における取得に係る当該軽油自動車の環境性能割の非課税措置をそれぞれ講じた。
- (4) 一定の要件を満たす路線バス等に係る環境性能割の課税標準の特例について、その適用期限を令和五年三月三十一日まで延長した。
- (5) 車両安定性制御装置、衝突被害軽減制御装置、車線逸脱警報装置及び側方衝突警報装置などを備える一定の自動車に係る環境性能割の課税標準の特例について、その適用期限の延長などの見直しを行った。
- (6) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車は税率を軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重課する種別割の特例措置について、対象の見直しなどを行った上、その適用期限を二年

延長した。

2 広島県税条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の一部改正

1(3)(6)の改正に伴い、必要な規定の整理を行つた。

二 施行期日

令和三年四月一日。ただし、一2の改正は、令和三年三月三十一日